

市民が主人公の まちづくり

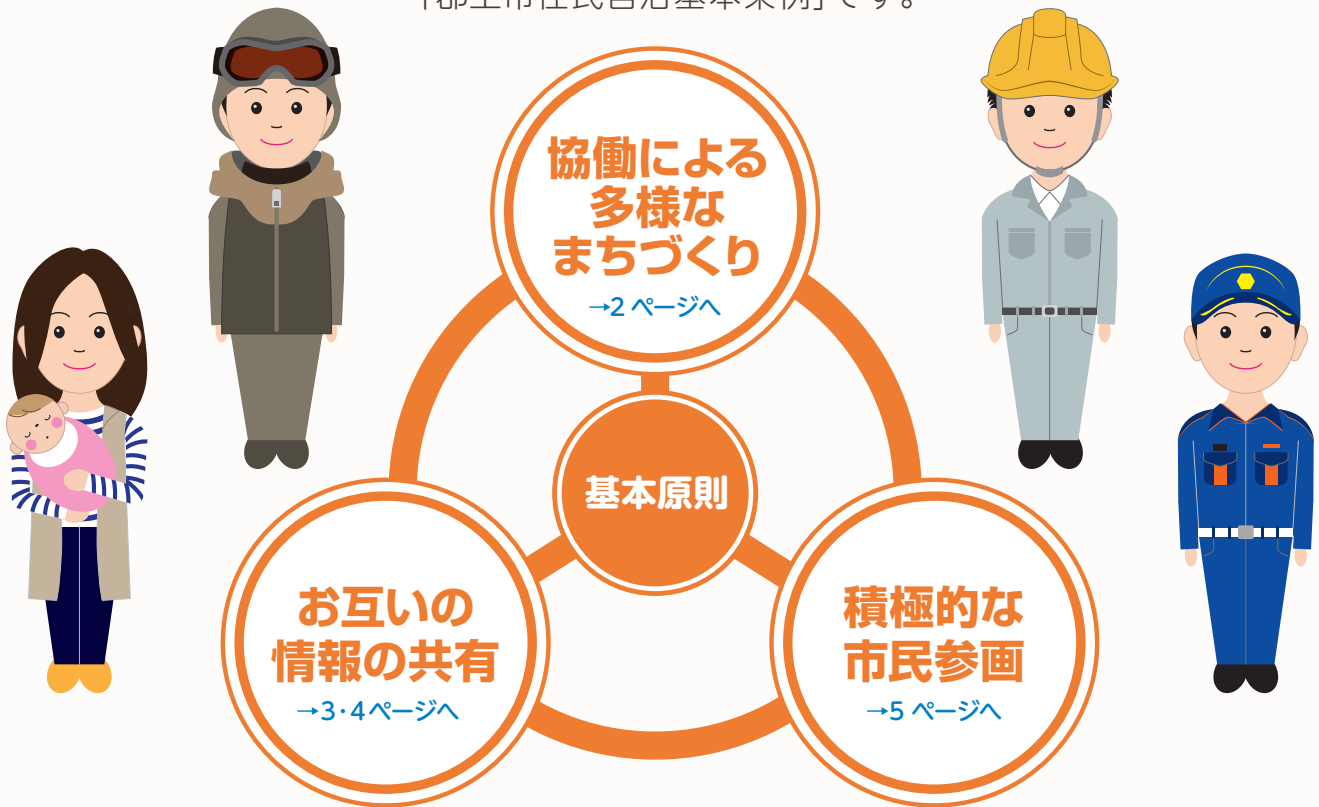
豊かな自然と温かい心、歴史と文化が息づく「ふるさと郡上市」



●住民自治基本条例とは？

「市民が主人公のまちづくり」を進めるための
基本的なルールです。

まちづくりの主人公である市民、議会および市長等がそれぞれの役割を担い、
協働によるまちづくりを進めるための基本ルールを定めたものが
「郡上市住民自治基本条例」です。



Q. 「まちづくり」とは何ですか？

A. いつまでも住み続けられる地域をつくるための活動全般を指します。

Q. 「協働」とはどういうことですか？

A. 市民・議会・市長等が対等なパートナーとしてお互いの立場を尊重し、得意分野を活かしながら地域の多様な課題を解決するために、ともに協力して取り組むことです。

目的

第1条 この条例は、前文に掲げる理念を明らかにし、まちづくりの基本となる住民自治や市政運営の原則を定めるとともに、市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを進めることを目的とします。

基本理念

第4条 まちづくりの主人公である市民は、議会及び市長等とともに協働によるまちづくりを進め、いつまでも住み続けられる郡上市を目指します。

基本原則

第5条 市民は、議会及び市長等とともに、次に掲げる事項を基本として、まちづくりを推進します。

(1) 市民は、積極的な市政参画に努め、議会及び市長等は市民の市政への参画を推進します。

(2) 市民、議会及び市長等は、お互いに情報の共有に努めます。

(3) 市民、議会及び市長等は、協働によるまちづくりに努めます。

(4) 市民、議会及び市長等は、市内それぞれの地域にある多様な地域資源を活用したまちづくりを進めます。

● みんなで進めるまちづくり

市民、議会、市長等がそれぞれの役割を果たし
協働によるまちづくりを進めます。

市民のみなさん一人ひとりが地域の抱える課題に関心を持ち、
まちづくりの主人公として、積極的にかかわりを持つことが重要です。



Q. 「市民」 の定義は何ですか？

A. 市内に住む人、働く人、学ぶ人、事業を営む人、活動する団体等を指します。

Q. 「市長等」 とはどのようなことですか？

A. 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会等をいいます。

市民の権利

第6条 市民は、市政やまちづくりに参画する権利を有するとともに、市政やまちづくりに関して知る権利を有します。

市民の役割と責務

第7条 市民は、お互いに尊重し、協力しあいながら、自らまちづくりに参画するよう努めます。

議会の役割と責務

第8条 議会は、選挙で選ばれた住民の代表者が構成する議決機関として、市民に開かれた議会の運営に努めます。

2 議会は、この条例の基本理念及び基本原則を尊重し、まちづくりに取り組むよう努めます。

● まちづくりは「知る」ことから!

まずは情報を共有することからスタートします。

郡上市が保有する市政に関する情報は市民のみなさんとの『共有財産』です。
市民参画の実現には、みなさん自身が市政に関する情報を知る必要がありますが、
そのための様々なメディアが用意されています。

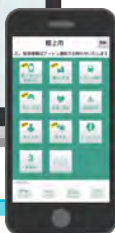


「広報 郡上」「郡上市議会だより」

郡上市に暮らすすべての方に知っていただきたい情報が凝縮されています。現在の郡上市の状況を知ることは、住民自治の第一歩になります。



<http://www.city.gujo.gifu.jp>



郡上市ホームページ・郡上市アプリ

市役所の各課からのお知らせや、審議会の開催予定などの最新の情報が掲載されています。審議会の概要やパブリックコメント等の確認もできます。



市議会や審議会等を傍聴

市議会では、市民のみなさんの代表として政策や生活にかかわる様々な問題を審議しており、傍聴することができます。また、開かれた市政を推進するため、傍聴可能な様々な審議会や協議会等があります。市議会や審議会等の概要は郡上市ホームページでも確認できます。

市民の権利

第6条 市民は、市政やまちづくりに参画する権利を有するとともに、市政やまちづくりに関して知る権利を有します。

情報公開・個人情報保護

第17条 市長等は、市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるところにより、情報の公開を推進します。

第18条 市長等は、市民の権利や利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に取り扱います。

第19条 審議会等の会議は、法令、条例、規則その他の規程に特別な定めがある場合を除いて、原則として公開します。

●みんなの声を届けましょう!

郡上市は、市民の意見を積極的に聞きます。

郡上市が取り組んでいる政策や策定する計画に対して、
意見を届ける様々な機会があります。



審議会等への参画

協働によるまちづくりを推進するため、審議会等の委員を選任する際には、専門性の高いものや個人情報扱うものなどを除き、委員の一部は市民のみなさんからの公募により選任しています。市民のみなさんが審議に加わることで、政策等に意見を反映させることができます。

パブリックコメント

重要な計画や政策の策定等にあたっては、パブリックコメントにより事前にその案を公表し、広く市民のみなさんの意見を聴取しています。公表された案に対する意見は、ホームページでも提出することができます。提出された意見の概要や市の考えも公表しています。



市長と語ろう!ふれあい懇談会

市民のみなさんからのご提言を市長が直接お伺いするとともに、市政報告や意見交換を行い、市政運営に活かすことを目的として「市長と語ろう!ふれあい懇談会」を開催しています。また、市内の団体などとの意見交換を行う「ふれあい座談会」や各種広聴活動を行っています。

パブリックコメント制度（市民意見公募手続制度）

- 第12条 市長等は、市の重要な計画や政策の策定等について、事前にその案を公表し、広く市民の意見を聴取します。
- 2 市長等は、市民から提出された意見等を考慮して政策等の意思決定をするとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考えを公表します。

審議会等への参加

- 第13条 市長等は、審議会、審査会、調査会その他これに類するものの委員を選任する場合、男女比、年齢、職種、地域バランス等を考慮した選任に努めるとともに、その一部には市民からの公募による委員を選任します。ただし、専門性の高いものや個人情報扱うものなどについては、この限りではありません。

●身近なまちづくりに参加しましょう!

市の状況を知り、意見を届けたら実践あるのみ!
郡上市には地域づくりへの思いを発表する場や
実践を支える支援があります

市内に住む人、働く人、学ぶ人、事業を営む人、活動する団体等の地域を担うみなさんが、
それぞれの個性や経験を活かした協働の取り組みによって、
よりよい社会を主体的に構築していくことが重要です。



自治会・地域協議会

自治会・各地域協議会では、住民のみなさんが主体的に連携・協力しながら、
地域の様々な課題の解決や地域の特色を活かした地域づくりを進めています。



魅力ある地域づくり推進事業・提案型協働事業

自治会、市民活動団体等が行う多彩な地域づくり活動や、地域の多様な課題
を、市と協働でその解決に取り組む団体の活動を対象に、財政的な支援を行っ
ています。



Good 郡上プロジェクト

郡上市の中高生に郡上の現状や地域の課題を知ってもらい、自分で考え、行
動に移すことで、まちづくりに対して、そして故郷である郡上に対して関心と
愛着を持っていただくことを目的として実施しています。



郡上市市民協働センター

市民一人ひとりが、新しい公共の担い手になることを目指し“市民・行政それ
ぞれの力を集結し、市民力・自治力を高める”ことを理念に様々な活動を行っ
ています。

住民自治の推進組織

第14条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための組織を設置します。

2 この組織は、地域の課題を共有し、市民自らが考え、議論しながらその解決に向けて取り組み、地域の特色をいかしたまちづくりを進めます。

市民協働

第15条 市民、議会及び市長等のまちづくりの担い手が、お互いの責任と役割を認め合いながら、協力、連携してまちづくりを進めます。

2 市長は、市民、まちづくり団体等の活動や交流の支援、調整を行うための拠点となる組織を設置します。

郡上市住民自治基本条例

施行日：平成26年3月27日

豊かな自然と温かい心、そして歴史と文化が息づく「ふるさと郡上市」。
私たちはこのふるさとを誇りに思い、いつまでも住み続けられる地域である
ことを願っています。

郡上市には、それぞれの風土習慣をもった多様な地域があります。私たちは、
先人たちが連綿と受け継いできたこれらの「たからもの」を守り、さらに磨きを
かけて次世代へつないでいかなければなりません。そのためには、私たち市民
一人ひとりがまちづくりの主人公であることを自覚し、力を出し合い、郡上市と
してまとまっていくことが必要です。

私たち市民、議会及び市長等が、それぞれの役割を担い、人と人とのつなが
りを大切にした協働によるまちづくりを進めるため、この郡上市住民自治基本
条例を定めます。

第1章 総則

目的

第1条 この条例は、前文に掲げる理念を明らかにし、まちづくりの基本とな
る住民自治や市政運営の原則を定めるとともに、市民、議会、市長等のそ
れぞれの役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを進めることを目
的とします。

用語の定義

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。
(1) 市民 市内に居住、在学若しくは在勤する個人又は市内において事業
若しくは活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
(2) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、
農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
(3) 協働 地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市
民と議会、市長等がお互いの立場を尊重し、お互いの不足する部分を補い
ながら、ともに協力して取り組むことをいいます。
(4) まちづくり いつまでも住み続けられる地域をつくるために、より良い
地域を目指す活動全般をいいます。
(5) 住民自治 市民自らが参画し、協働し、まちづくりを主体的に進めるこ
とをいいます。
(6) 自治力 自らの地域の課題に対して、自ら参画し、取り組むことにより
課題を解決していく力のことをいいます。

条例の位置付け等

第3条 市民、議会及び市長等は、他の条例、規則その他の規程の制定若しく
は改廃又はまちづくりに関する計画の策定、施策や事業等を実施する場合
は、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図ります。

第2章 基本理念

基本理念

第4条 まちづくりの主人公である市民は、議会及び市長等とともに協働によ
るまちづくりを進め、いつまでも住み続けられる郡上市を目指します。

第3章 基本原則

基本原則

第5条 市民は、議会及び市長等とともに、次に掲げる事項を基本として、ま
ちづくりを推進します。
(1) 市民は、積極的な市政参画に努め、議会及び市長等は市民の市政への
参画を推進します。
(2) 市民、議会及び市長等は、お互いに情報の共有に努めます。
(3) 市民、議会及び市長等は、協働によるまちづくりに努めます。
(4) 市民、議会及び市長等は、市内それぞれの地域にある多様な地域資源
を活用したまちづくりを進めます。

第4章 市民の権利及び責務

市民の権利

第6条 市民は、市政やまちづくりに参画する権利を有するとともに、市政や
まちづくりに関して知る権利を有します。

市民の役割と責務

第7条 市民は、お互いに尊重し、協力しあいながら、自らまちづくりに参画す
るよう努めます。
2 市民は、一人ひとりが市政やまちづくりに関心を持ち、学習に努め、自ら
の発言や行動に責任を持つものとします。
3 市民は、まちづくりの担い手として、地域活動への積極的な参加に努め
ます。
4 事業者等(第2条第1号における、市内において事業若しくは活動を行
う個人又は法人その他団体をいう。)は、自らも地域社会の一員であること
を自覚し、地域の課題の解決に向けて取り組むよう努めます。

第5章 議会及び市長等の役割と責務

議会の役割と責務

第8条 議会は、選挙で選ばれた住民の代表者が構成する議決機関として、
市民に開かれた議会の運営に努めます。
2 議会は、この条例の基本理念及び基本原則を尊重し、まちづくりに取り
組むよう努めます。

市長等の責務

第9条 市長等は、所管する事務の企画立案、実施、評価及び効果について、
市民に対しわかりやすい説明に努めます。
2 市長等は、公平・公正、誠実、迅速及び効率的に事務を執行します。(市
長の責務)
第10条 市長は、この条例の基本理念及び基本原則に基づいた市政運営に
努めます。
2 市長は、市民の自治力向上のため、市民の自主性及び自立性を尊重し
ながら、その活動を支援するよう努めます。
3 市長は、市民の期待に応えられる市職員の育成に努めます。

市職員の責務

第11条 市職員は、公平・公正に職務を遂行するとともに、市民との協働に
よるまちづくりの推進に努めます。
2 市職員は、市民の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努め
ます。

第6章 参画及び協働

パブリックコメント制度(市民意見公募手続制度)

第12条 市長等は、市の重要な計画や政策の策定等について、事前にその
案を公表し、広く市民の意見を聴取します。
2 市長等は、市民から提出された意見等を考慮して政策等の意思決定を
するとともに、提出された意見等の概要及び意見等に対する市の考えを公
表します。
3 第1項の手続及び前項の規定による公表の方法については、別に定め
ます。

審議会等への参加

第13条 市長等は、審議会、審査会、調査会その他これに類するもの(以下
「審議会等」という。)の委員を選任する場合、男女比、年齢、職種、地域バラ
ンス等を考慮した選任に努めるとともに、その一部には市民からの公募に
よる委員を選任します。ただし、専門性の高いものや個人情報等を扱うもの
などについては、この限りではありません。

住民自治の推進組織

第14条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための組織を設置します。
2 この組織は、地域の課題を共有し、市民自らが考え、議論しながらその
解決に向けて取り組み、地域の特色をいかしたまちづくりを進めます。
3 この組織と運営については、別に定めます。

市民協働

第15条 市民、議会及び市長等のまちづくりの担い手が、お互いの責任と役
割を認め合いながら、協力、連携してまちづくりを進めます。
2 市長は、市民、まちづくり団体等の活動や交流の支援、調整を行うため
の拠点となる組織を設置します。
3 この組織と運営については、別に定めます。

第7章 住民投票

住民投票

第16条 市長は、市政に関する重要項目について、必要に応じ住民投票を実
施することができるものとします。
2 住民投票の実施に関し必要な事項については、それぞれの事案に応じ
て、別に条例で定めます。
3 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重します。

第8章 市政の運営

情報公開

第17条 市長等は、市民の知る権利を保障するため、別に条例で定めるとこ
ろにより、情報の公開を推進します。

個人情報保護

第18条 市長等は、市民の権利や利益が侵害されることのないよう、別に条
例で定めるところにより、個人情報を適正に取り扱います。

会議等の公開

第19条 審議会等の会議は、法令、条例、規則その他の規程に特別な定めが
ある場合を除いて、原則として公開します。

行政評価

第20条 市長等は、総合計画等に基づいた事業について、行政評価を行い、
評価の結果を事業の推進や見直し等に反映するよう努めます。
2 市長等は、行政評価を行う場合、審議会等による市民参画に努めます。

総合計画

第21条 市長は、総合的で計画的な市政運営を図るため、議会の議決を経
て基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画を策定するも
のとし、

財政運営

第22条 市長等は、総合計画を基本とした計画的な財政運営に努めます。

意見、要望、苦情等への応答

第23条 市長等は、市政に関する意見、要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速
な対応に努めるとともに、苦情に対しては原因を分析し、再発の防止に努
めます。

行政手続

第24条 市長等は、市民の権利と利益を保護するため、別に条例で定めると
ころにより、行政手続における、公正の確保と透明性の向上を図ります。

危機管理

第25条 市長等は、市民の安全安心に努めるとともに、市民の安全確保のた
め緊急事態に対処できる体制の充実、強化に努めます。
2 市長は、災害等に備え、地域でお互いに協力して対応できるような体制
づくりに努めるとともに、災害発生等、緊急時には自らの安全確保に努め
ます。

国等他機関との連携、協力

第26条 市長等は、共通する課題解決等において、国、県及び他自治体等と
連携、協力に努めます。

条例の検証

第27条 市長は、この条例の見直しを含めた検証を行う機関を、別に定める
ところにより設置します。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

豊かな自然と温かい心、
そして歴史と文化が息づく「ふるさと郡上市」。
私たちはこのふるさとを誇りに思い、
いつまでも住み続けられる地域であることを願っています。
郡上市には、それぞれの風土習慣をもった多様な地域があります。
私たちは、先人たちが連綿と受け継いできた
これらの「たからもの」を守り、さらに磨きをかけて
次世代へつないでいかなければなりません。
そのためには、私たち市民一人ひとりが
まちづくりの主人公であることを自覚し、力を出し合い、
郡上市としてまとまっていくことが必要です。
私たち市民、議会及び市長等が、それぞれの役割を担い、
人と人とのつながりを大切にした
協働によるまちづくりを進めるため、
この郡上市住民自治基本条例を定めます。

郡上市住民自治基本条例 前文

郡上市 市長公室 政策推進課

電話 0575-67-1121 (代表)

FAX 0575-67-1711

Eメール seisaku@city.gujo.gifu.jp

〒501-4297 岐阜県郡上市八幡町島谷 228 番地